社員総会運営規定

平成26年12月1日 一般社団法人 日本相続学会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本相続学会(以下本学会)の社員総会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(召集の手続)

- 第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
- (1) 社員総会の日次及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 議決権行使に関する事項
- (4) 次に掲げることが社員総会の目的である事項の場合は当該事項に係る議案の概要
 - ア 役員等の選任
 - イ 役員等の報酬
 - ウ 事業の全部譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 解散、合併及び残余財産の処分

(召集の通知)

- 第3条 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の開催日の1週間前までに、正会員 に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 2. 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、出欠票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 当該事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に召集される 定時社員総会及び翌事業年度中に開催される臨時社員総会に関して議決権を有す る正会員とする。

(議決権行使書)

第5条 総会の議案につき、書面または電磁的方法により、議決権を行使しようとする正 会員は社員総会の前日までに様式1として定める書面を本学会に提出しなければ ならない。

(議決権の代理行使)

第6条 定款第16条の規定により、本学会の正会員を代理人として、議決権を行使しようとする正会員は社員総会の前日までに様式2として定める委任状を書面または電磁的方法により社員総会の前日までに本学会に提出しなければならない。

(社員総会の成立)

- 第7条 社員総会の成立は、定款の定めによる。
- 2. 議決権行使書を提出した正会員及び定款16条の定めにより代理人に議決権行使を委任した正会員の数は、成立の定足数に参入する。

(議長の任務)

- 第8条 議長の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会の成立の宣言
- (2) 議事日程および議事進行に係る注意の通告
- (3) 書記の指名
- (4) 議事録署名人の指名
- (5) 議事進行に関する動議の受付
- (6) 質疑及び討論が尽くされたと認められたときの審議終了宣言
- (7) 採決と採決結果の発表
- (8) 議事日程の終了宣言

(議事録)

第9条 議事録は、一般社団及び財団法人に関する法律第57条第1項の規定ならびに一般 社団及び財団法人に関する法律施行規則第11条の規定に従って作成する。

(議事録署名人)

第10条 議長は、議事録の公正を確保するため、議事録署名人3名以内を出席正会員の中から指名する。

(議事の経過及びその結果の報告)

第11条 会長は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報(または本学会ホームページ)に掲載するものとする。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則 この規定は平成26年12月1日から施行する。

議決権行使書	
一般社団法人 日本相続学会 会長 〇 〇 〇 殿	
私は、平成〇年〇月〇日開催の一般社団法人 日本相続学会 第〇回社員総会の各議案 につき、下記のとおり議決権を行使します。	
(例) 第1号議案 平成○年度事業報告書	承認の件 賛・否
第○号議案 ○○○	賛・否
	会員番号 〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇 (自署名)
注) 各議案について、賛否のどちらかに○印をつけてください。	
賛否の両方に○印がある場合及び双方に 成とみなします。	○印がない場合には、その議案について賛
様式2 (委任状)	
委任状	
一般社団法人 日本相続学会	
会長 〇 〇 〇 殿	
私は会員番号○○の○○氏を代理人と定め、平成○年○月○日開催の一般社団法人 日	
本相続学会 第○回社員総会における議決権行使に関する一切の権利を委任します。	
平成〇年〇月〇日	
	会員番号 〇〇〇
	氏名 〇 〇 〇
	(自署名)